

安全保障理事会決議 1909 (2010)

2010年1月21日、安全保障理事会第6262回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理決議 1879 (209)、1864 (2009)、1825 (2008)、1796 (2008) および 1740 (2007) 並びに 2009年5月5日の安保理議長声明 (S/PRST/2009/12) を想起し、

ネパールの主権、領土保全および政治的独立並びに包括的和平協定およびそれに続く協定の履行におけるその主体的取組を再確認し、

包括的和平協定のネパール政府とネパール共産党(毛沢東派)の2006年11月21日の調印、および、永続的且つ持続的な平和を見出すとの両当事者の明示の誓約を想起し、

ネパール人民の平和と民主主義の回復への強い熱意と、この観点からの関連する当事者による包括的和平協定およびそれに続く協定の履行の重要性を承認し、

ネパール政府から要請されたように、包括的和平協定およびそれに続く協定、とりわけ2008年6月25日の協定、の適時且つ効果的な履行におけるネパールの和平プロセスを支援するために引き続き用意があることを表明し、

ネパールの新しい民主的な憲法の公布の最終期限が2010年5月28日であることに留意し、

新憲法の時宜を得た公布について焦点を絞るためのまた現行の和平プロセスにその論理的な結論をもたらすためのハイレベルの政治メカニズムの最近の形成を歓迎し、

合意された協定の履行に向けて速やかに前進することをネパールの全ての当事者に求める事務総長の呼びかけに同調し、また国際連合ネパール使節団 (UNMIN) が、政党間での2008年6月25日の協定に従っての武器および武装要員の管理の監視を支援するために適切に配置されるとの事務総長の評価に留意し、この問題で、恒久的な解決を達成するために、要請によって、当事者を支援する UNMIN の能力を確認し、

UNMIN についての2010年1月8日の事務総長の報告書を歓迎し、

二段階にわたる検証プロセスの完了を想起し、また、決議 1740 (2007) に従い、また包括的和平協定の条項に一致して両陣営の武器および武装した要員の管理の監視に関する継続した支援を歓迎し、UNMIN の活動の完成に資するような条件を整えるための支援の中で長期にわたって持ちこたえられる解決策の重要性に留意し、この点に関し、さらに遅れることなく未解決の問題に対処する必要にも留意し、

未成年のような不適格な毛派軍事要員に対する除隊および社会復帰プロセスのための、ネパール政府、ネパール統一共産党(毛派)および国際連合間の2009年12月16日の活動計画の調印を歓迎し、また、全ての政党に対し、このプロセスを十分且つ早期に履行すること、および決議1612(2005)並びに1882(2009)の下で要請されているこの問題に関する継続した報告を求め、

制憲議会選挙の成功裏の開催により、決議1740(2007)に規定されているUNMINの任務のいくつかの要素がすでに達成されたことを想起し、

UNMINによる貢献を確認し、2010年5月15日までUNMINの職務権限の延長を要請するネパール政府の2010年1月9日の事務総長宛の書簡(S/2010/25)に留意し、

包括的和平協定および決議1325(2000)において言及されているように、女性、子どもおよび包括的和平プロセスにおいて伝統的に疎外されてきた集団の要求および役割に対して特別な注意を払う必要を確認し、

不処罰に対処し、人権を促進し、また保護し、また国際的な原則に従った独立した人権国家機関の能力を強化する必要を確認し、

市民社会が民主的な転換と紛争の予防に重要な役割を果たすことができることを確認し、

事務総長特別代表の貢献およびUNMINの彼女の班の取組並びに当該政府の要請にもとづいて人権状況を監視している人権高等弁務官事務所を含む国際連合国別現地チームに対し感謝の念を表明し、また、職務権限が終了を迎えるにあたり、とりわけ継続性を確保するために、使節団と対象地域における全ての国際連合機関との間で取組の調整と相互補完の必要性を強調し、

1. ネパール政府からの要請および事務総長の勧告に一致し、その任務のいくつかの要素の完成、和平プロセスの完成を支えるであろう、政党間での2008年6月25日の協定に従っての武器および武装要員の監視並びに管理についての現行の作業を考慮し、決議1740(2007)の下で設置されたUNMINの職務権限を2010年5月15日まで更新することを決定する。
2. 和平プロセスを支援することで、UNMINの任務の未解決の側面の2010年5月15日までの完成を促進するために、その職務権限の枠内でのUNMINの専門性と即応体制を十分に活用するよう全ての当事者に求める。
3. 当事者と協働して、UNMINが、2010年5月15日までに残っている監視に関する責任の譲渡を含む、その撤退についてネパール政府と必要な取極をすべきことを決定する。
4. 2010年5月15日までに毛派武装要員の統合および社会復帰にむけた予定が組まれた活動計画を立てることについてのネパール政府とネパール統一共産党(毛派)との最近の合意を歓迎し、また、

彼らに対し、毛派軍事要員の監督、統合および社会復帰のための特別委員会とその技術委員会の支援を得て、この計画の完成と履行を確実にするために協働することを求める。

5. ネパールの全ての政党に対し、和平プロセスを促進し、さらに平和で、民主的で且つより豊かな未来へ向けて国を動かすことができるような、長期にわたって持ちこたえられる解決策への転換を継続するために、協力、一致および妥協の精神を持って協働するよう求める。
6. ネパールの当事者に対し、職務権限に規定されている任務を遂行するうえで、UNMIN およびその関連要員の移動の自由並びに安全を促進するために必要な措置を取ることを要請する。
7. 事務総長に対し、この決議の履行に関して5月1日までに安全保障理事会に報告することを要請する。
8. この問題に引き続き取り組むことを決定する。